

長崎県福祉保健部災害時用備蓄食料等の寄附に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」において定める「7 保管・管理方法」の規定に基づき、使用期限が1年を切った災害時用備蓄食料等（以下「食料等」という。）の有効活用を図るため、長崎県福祉保健部（以下「県」という。）が備蓄する食料等を寄附する場合の手続等について、必要な事項を定めるものである。

(寄附の相手方)

第2条 寄附の相手方は、国、地方公共団体、公益性の高い活動を行う県内の団体等であつて、かつ、当該食料等を廃棄することなく有効に活用し、当該食料等を第3条に定める目的のために使用する団体等とする。

(食料等の使用目的等)

第3条 寄附した食料等の使用目的が、公益性及び県の政策の方向性と合致し、かつ、次の各号のいずれかに該当し、受入側に輸送、分配等の十分な能力があると認められた場合に、県が備蓄している食料等を寄附する。

- 一 防災意識の啓発等のために実施する災害対策訓練、研修及び講演会等を使用する場合
 - 二 団体等が、生活に困窮している者等への提供又は寄附物資に使用する場合
 - 三 教育・文化施設等で飼育・栽培する動植物の飼料及び肥料として使用する場合
 - 四 その他、前記第一号から第三号に準ずる公益目的での使用する場合。ただし、事前に福祉保健課長（以下「課長」という。）の承認を得た場合に限る。
- 2 前項に該当する場合であっても、営利的又は宗教的若しくは政治的目的のために使用する場合は寄附しないこととする。

(食料等の使用場所)

第4条 第3条に掲げる使用目的を達成するための使用場所は、原則として、県内とする。

(食料等の種類、数量等)

第5条 寄附を行う食料等の種類、数量等は、要請の内容及び寄附可能な量を勘案し、その都度、課長が決定する。

- 2 食料等の輸送は、寄附を受けた団体等がこれを行う。ただし、生活困窮者への生活支援等、高い公益性が認められる場合や食料等の有効活用に効果的な場合等で、課長が認めた場合にはこの限りではない。

(手続)

第6条 具体的な手続は、次の方法によることとする。

- 一 寄附を受けようとする団体等は、別紙1「災害時用備蓄食料等寄附申請書」により課長宛申請を行う。
- 二 課長は、審査及び決定を行い、別紙2「災害時用備蓄食料等寄附決定通知書」により寄附を受ける団体等へ通知する。
- 三 寄附を受けた団体等は、別紙3「災害時用備蓄食料等受領書兼同意書」を課長に提出するものとする。
- 四 寄附を受けた団体等は、食料等を処理した後、当該物資の使用、配布状況等について課長に申請目的の内容及び、別紙4「使用報告書」により報告するものとする。

附 則

この要領は、平成31年 4月 1日から適用する。